37—02　ＰＵＤＴ

審尋

１．　審尋

審判長は、審判の種類（拒絶査定不服審判、無効審判等）、審理の方式（書面審理、口頭審理）を問わず、口頭や文書により、当事者及び参加人を審尋することができる（特§134④、実§39④、意§52、商§56①、§68④）。

(1) 請求書の方式調査にあたり、当事者の手続意思を確認するために審尋することができる（→21—02）。

(2) 当事者等の主張などを明確にする必要があるとき、例えば、補正・訂正が適法か疑義があるとき、主張の根拠を明確にしたいとき、技術常識・周知技術を確認したいときなどは、審尋することができる。

(3) 特許の拒絶査定不服審判において、審判請求と同時に補正があったときは、審査官による前置審査（特§162）に付され、特許査定されるときを除き、補正の適法性、発明の特許性等を含む審査の結果が記載された報告書（特§164③）が提出される。合議体は、かかる報告書に基づいて請求人の見解を求めることが必要と認められるときは、報告書を利用して審尋することができる。

２．　審尋の形式

審尋は「審判に関し」することができ、口頭又は文書により行われる。

文書により審尋するときは、審判長名の審尋書（様式１）による。

また、審尋の際にウェブ会議システム（→35—01 の１０．）や電子メール等を利用することができる。その場合、面接記録、応対記録を作成する。

なお、口頭審理に関し、特施規§52 の 2①には、「審判長は、口頭審理において、事件関係を明らかにするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者又は参加人に対して問いを発し、又は立証を促すことができる」と、特施規§52 の 2②には、「陪席審判官は、審判長に告げて、前項に規定する処置をする

ことができる」と規定されている。

３．　審尋に応じない場合の取扱い

審尋に対して当事者等が応答しないときは、そのまま審理を進め、応答しないことを理由として却下の審決・決定をしたり、あるいはその当事者等に不利な結論を出してはならない。

４．　証言拒絶についての審尋

特§151（実§41、意§52、商§56①、§68④）において、民訴§199①「第197条第1項第1号の場合を除き、証言拒絶の当否については、受訴裁判所が、当事者を審尋して、決定で、裁判をする。」を準用しているから、審判での証人尋問において、証言拒絶について、審尋することがある。

（参考）

特許異議の申立てにおける審尋　（→67―05の５．(2)）

商標登録異議の申立てにおける審尋（→66―04の４．(3)）

（改訂 R5.12）

（様式１）

審　尋

審判請求の番号　　不服２０ＸＸ－１２３４５６
（特許出願の番号）　　（特願２０ＸＸ－１２３４５６）
起案日　　令和　　年　　月　　日
審判長　特許庁審判官　　○○　○○
審判請求人　　○○○○株式会社　様
代理人　　○○　○○（外４名）　様

この審判事件について、下記の点に対する回答書（下記の趣旨に添う上申書）を、この審尋の発送の日から　　日以内に提出してください。

記

○○○○